

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

条 例

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（長寿社会政策課）

一

ページ

条 例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二十六項を附則第二十八項とする。

附則第二十五項中「事務所」を「事務室」に改め、同項を附則第二十七項とし、附則第二十四項を附則第二十六項とし、附則第二十三項の次に次の二項を加える。

（東日本大震災に対処するための基準該当居宅サービスの事業の特例）

24 基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（規則で定める市町村の区域に限る。以下「特定被災区域」という。）のうち指定訪問看護の確保が著しく

困難であると市町村が認める区域内に所在する事業所において行われるものに限る。以下「基準該当訪問看護」という。）の事業を行う者は、特定被災区域における同法第一条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して知事が定める日までの間、当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）ごとに、保健師、看護師又は准看護師を常勤で一人以上有しなければならない。

25 第四章（第二十九条を除く。）の規定は、基準該当訪問看護の事業について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

2 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四項中「附則第二十四項」を「附則第二十六項」に、「附則第二十五項」を「附則第二十七項」に改める。